

第 32 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 4 月 23 日 (火) 10:00~12:00
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松毅
 - (委 員) 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
 - (専 門 委 員) 菅幹雄
 - (審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか
- 4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について
- 5 概 要

最初に、前回部会で宿題とされた「事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール」及び「ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由」の二点について、調査実施者から説明があり、その後、前回欠席委員等から意見を聞いた後、審議が行われた。

続いて、審査メモ中の、「(1)調査事項の変更 ア 総売上高の把握」の論点のうち、「②地方公共団体の負担増への対応」、「③他の基幹統計調査等との重複是正への対応」及び「④回収率、補足率に関する懸念への対応」に関して審議した結果、審議を更に深める観点から、総務省統計局に対しては、①平成 26 年基礎調査の前年に実施する企業構造の事前把握についての詳細な資料、②事業所母集団データベースに総売上高を反映する 15 の統計調査の直近の調査期日の追記を、経済産業省に対しては、③本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合の調査方法等について、それぞれ追加して資料を作成し、次回の部会で説明を求め、審議することとされた。

なお、事務局から、総売上高の把握が必要な理由の一つとして専門委員から説明された事業所母集団データベースの「確認機能」について、具体的な確認作業のイメージが分かる資料の作成等をお願いするとともに、総務省統計局に対しては、地方公共団体との実査負担との軽減方策等に関する調整結果について、事務局に報告するよう要請した。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

- (1) 事業所母集団データベースの今後の整備計画及びスケジュール、ビジネスレジスターの基盤情報として基礎調査を加える理由
(「総売上高」の把握の意義について)
 - ・ 欧米のビジネスレジスターでは、総売上高が情報として登録されている。カナダでは、統計調査と行政記録で二重に把握しており、ビジネスレジスターと統計調査の総

売上高を確認することで調査の善し悪しが確認できる。また、事前に総売上高が把握できることで、従業者数の割に売上高が少ないケースや従業者数が少ないのに経理上の都合から総売上高が異常に高いケースについては、調査対象から省くなどの工夫ができる。

- ・ 今まで、総売上高がなかったことで統計の現場は相当苦勞してきた。総売上高や従業者数は、統計調査のフェイス項目として把握することが重要である。
- ・ ビジネスレジスターには、様々な統計情報が格納されるが、定義が異なるなど種々雑多なものがあり、統計調査の代用としては利用できない。ただし、小規模事業所で行政記録情報以上のことが回答できない事業所については、代用が考えられるし、調査前に事業所の大体なイメージを掴むことができる。欧米諸国では様々な統計情報がビジネスレジスターに格納されており、これによりトータルとして報告者負担が軽減できる。
- ・ 企業によっては、企業構造に変化がない場合もある。諸外国においては、そのような場合であっても、調査をしているのか。
- ・ 予算に応じて、新聞情報等により、企業構造に変化がありそうな企業を優先的に調査する等、プライオリティをつけているようである。

(事業所母集団データベースの整備について)

- ・ 行政記録ではとらえられていない企業の新設、廃業が問題となる。特に廃業を把握することが難しいが、行政記録の取り方自体に問題があるのではないのか。
 - ← 不足があると理解している。
- ・ 休業している企業はどのようにして把握するのか。また、ペーパーカンパニーなど総売上高が0と見込まれる企業はどれくらい見込まれるのか。
 - ← 照会業務を行って把握することとしているが、それでも不詳となる場合には、統計調査により把握するしかないと考えている。
- ・ ビジネスレジスターには、現時点でどの程度の行政記録情報や経済センサス以外の統計調査の情報が格納されているのか。
 - ← 経済センサス以外の売上高を把握する統計調査は、15の統計調査を収録予定であり、今年度から順次収録する。
- ・ 事業所母集団データベースの整備と平成25年9月に実施予定の企業構造の事前把握との整理は、具体的にどうなっているのか。
 - ← 部会審議の論点となっているため、詳しくは次回以降の部会にて説明する。
- ・ 経済センサスを除く統計調査の情報がどれくらい利用できるのか。
 - ← 売上高を把握している15統計調査から商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査を除いた数で、数十万件程度である。

(2) 総売上高の把握 (②地方公共団体の負担増への対応)

(報告者負担関係)

- ・ 総売上高を調査項目にする統計的な有用性は理解できるが、経理項目記入への事業所の抵抗感は根強い。特に調査実施年に当たる来年は消費税がアップされる時期も重なり、行政への反感も強まる。24年の活動調査では、ベテラン調査員でも音を上げた

ほど。事業者からの抵抗感や不満に対応しなければならない地方や調査員の負担軽減には十分な対策をとってほしい。

- ・ 経理項目への抵抗は、特に小さな事業者において強い。調査項目についてはできるだけ整理して記入者負担を軽減してほしい。

(実査面の負担軽減方策関係)

- ・ 24年の活動調査では、26万事業所が対象であったが、試験調査の結果から5%程度回収率が低下したことを当てはめると、事業所数にすると1万2千から3千分について回収が見込めないことになる。ここに督促をかけることは相当な負担である。制度設計の段階で負担軽減を図ってほしい。

また、調査票データ審査システムを活用しても、地方公共団体は最終的に事業所に確認することになり、必ずしも負担軽減にはならない。

- ・ 平成21年の基礎調査や24年の活動調査の事前調査での名簿情報が、24年の活動調査では活かされていない例が見られた。過去の名簿情報を整理し、調査に活用してほしい。
- ・ 本社一括調査において直轄で調査する部分と、地方公共団体が督促をする部分の範囲の切り分けはどうなっているのか。
← 24年活動調査と同様にしている。
- ・ 前回の調査では、調査員が企業の担当者までたどり着けないということがあったと聞いている。調査員の負担軽減については、調査実施者と地方公共団体の双方で、よく調整してほしい。
- ・ 企業構造の把握をしっかりと実施して、事業所の重複等がないように名簿整備を十分にしてほしい。特に行政記録情報の活用について、税務情報が活用できれば、経理項目を調査する必要がなくなるので、早期に導入してほしい。

また、経済センサスは、国勢調査に比べて知名度が低い。活動調査の結果を活用したり、例えば「統計は第四の義務」と意識啓発を図ったりするなど、効果的に広報をしてほしい。

オートロックマンションなど、調査員が客体に会えないことがある。調査を実施していることが最末端まで届いていない。不動産業界をはじめ各種業界団体へ、会員企業向けの広報誌で周知してもらうなど、国からの協力依頼を徹底してほしい。

さらに、調査拒否を繰り返す特に悪質な事業所に、統計法に基づく罰則の適用や企業名を公表することを検討してほしい。調査員の後押しにもなる。

- ・ 本社一括調査の調査対象企業に対する督促については、比較的大企業でコンプライアンスの高い企業が回答してこない場合もあり、地方公共団体が督促を行っても対応してもらえない。24年の活動調査では、そういう企業に督促しても回収率が悪かった。効果と労力のバランスを考慮してほしい。総売上高を調査項目とすることで督促することも増えると思われ、委託業者の中で完結できるように検討してほしい。
- ・ 地方公共団体から強い要望が出たので、調査実施者はよく考えて、地方公共団体とよく調整してほしい。

(3) 総売上高の把握 (③他の基幹統計調査等との重複調整への対応)

- ・ 今回、工業統計調査や特定サービス産業実態調査の調査実施後ということもあり、更に調査を行うのは報告者の心証を害するので、データ移送はやるべきである。ただし、総売上高はフェイス事項として、基礎的な情報として把握すべきと考える。
- ・ 総売上高を記入しなくてもいい工業統計調査の対象となっている会社と、他の調査で総売上高を記入することに協力したにもかかわらず、基礎調査で再度、総売上高の記入を求められる会社が併存することとなり、この点についての照会がコールセンターや民間事業者、地方公共団体に寄せられることが予想される。企業は何度も総売上高を回答させられるということに負担感を抱いていることを踏まえ、事業者には、単に工業統計調査と特定サービス産業実態調査以外は総売上高を移送しないという説明にとどめるのではなく、なぜ総売上高を回答する必要があるのかを納得できるよう説明すべき。

(4) 総売上高の把握 (④回収率、補足率に関する懸念への対応)

- ・ 基礎調査で総売上高を把握することにより回答を拒否した事業所が活動調査で回答するとは考えにくい。こういった調査拒否の企業に係る情報については行政記録情報や民間の情報ソースを活用して補っていくことになると思われる。よって、回収率は若干下がるものの、売上高を入れないことによる事業所母集団データベースへのデメリットもあるので、総合的に考えていくべきである。
- ・ 試験調査では、調査区ごとに調査項目を変更したとのことだが、業種や事業所規模別に調査項目を変更した方が分析に役立つのではないかと。
- ・ 本社一括調査で本社が商業に該当せず、傘下に商業に該当する事業所がある場合、本社が傘下の商業に該当する事業所について記載できるのか。また、調査規則上、どのようなになっているのか等について説明してほしい。
- ・ データベースに格納されるデータは種々雑多なものであり、そのままでは使用できなかつつ、一方でデータの確認のために使用する意味があるとの説明であるが、ここはデータベースの必要性のポイントの一つであるので、「確認」のイメージがつかめるようなものを可能であれば御提示いただきたい。

また、データベースが整備されれば、総売上高に関して、報告者の負担が減るとの御説明だが、どのタイミングで減ると判断することとなるのか、可能ならば諸外国の例などで、分かるような資料を御提示いただきたい。

地方公共団体から提示された実査負担の解消方策等について、統計局は調整されるとの説明であるが、部会の委員・専門委員に情報提供したいので、調整の最終的な結果については、事務局に提出してほしい。

6 次回予定

次回は、平成25年5月8日(水)10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。